# 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要領

### (目的)

第1条 焼津市の高齢者保健福祉計画(以下「計画」という。)の推進を図るため、焼津市高齢者 保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次に関することとする。
- (1) 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 計画の進行状況の管理と評価に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉サービスの種類及び内容に関する事項
- (4) その他計画運営に関する重要事項

#### (委員)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、介護保険運営協議会委員をもって充てる。

#### (任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

## (役員)

- 第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は会議の議長となるほか会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

### (会議)

第6条 会議は、必要があるとき会長が招集する。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、焼津市健康福祉部において行う。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮問して決定する。

### 附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 焼津市介護保険条例 (抜粋)

平成12年3月29日条例第25号

## 第4章 焼津市介護保険運営協議会

(目的及び設置)

第20条 介護保険に関する施策の策定及びその実施が、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、焼津市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第21条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する施策に係る重要事項

(意見の具申等)

- 第22条 協議会は、市長の諮問に応じ意見を答申する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前条に掲げる事項に関して市長に意見を述べることができる。

(委員の定数等)

- 第23条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 介護保険の被保険者
  - (2) 学識又は経験を有する者
  - (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
  - (4) 被用者保険等の保険者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

# 焼津市介護保険運営協議会規則

平成12年3月29日 規則第9号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、焼津市介護保険条例(平成12年焼津市条例第25号。以下「条例」という。) 第24条の規定に基づき、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を 定める。

### (会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (調査審議事項)

- 第3条 条例第21条に規定する調査審議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
  - (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事項
  - (3) 介護サービスの種類及び内容に関する事項
  - (4) 介護保険料に関する事項
  - (5) その他介護保険事業の運営に関する重要事項

# (招集)

- 第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、市長の諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに協議会を招集する。

# (定足数)

第5条 協議会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開催し、及び議決をすること ができない。

# (表決)

第6条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議録の調整)

第7条 議長は、会議録を調整させるものとする。

#### (会議結果の答申等)

第8条 会長は、会議の結果を市長に答申し、又は報告しなければならない。

#### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

# (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し、必要な事項は、会 長が定める。

附則

# (施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1から施行する。

# (最初の協議会の招集)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後の最初の協議会は、市長が招集する。